

長野市地域防災計画等の見直しについて

長野市防災会議

1. 長野市地域防災計画とは

<長野市地域防災計画>

公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害、地震等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に、市・県及び防災関係機関の協力を含めた計画として定めている。

(根拠法令)災害対策基本法第42条、長野市防災会議条例第2条

2. 長野市防災会議及び幹事会等について

1. 長野市防災会議(市町村防災会議)について

- 長野市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、長野市長の諮問に応じて長野市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、長野市防災会議を置く。
- 長野市防災会議の組織及び所掌事務は、長野県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、長野市の条例で定める。

(根拠法令)災害対策基本法第16条第1項、第6項

2. 長野市防災会議条例について

災害対策基本法第16条第6項に基づき、長野市防災会議の所掌事務及び組織に関し必要な事項が定められている。その中で、幹事の設置が明記されている。

- 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命又は指名する。
- 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(根拠法令)長野市防災会議条例第5条

2. 長野市防災会議及び幹事会等について

3. 長野市防災会議幹事会について

長野市防災会議条例第6条で、「長野市防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定めるもの」とされており、長野市防災会議運営規定では幹事会等が位置付けられている。

(幹事会)

第6条 防災会議に幹事をもって構成する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、長野市総務部危機管理防災監をもって充てる。

(幹事会の招集等)

第7条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(提案)

第8条 防災会議に提案しようとする事項は、特別な場合を除き、幹事会に経るものとする。

「長野市防災会議運営規定」より抜粋



長野市防災会議幹事会の招集、幹事会の開催

3. 計画改正の趣旨

令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用開始に伴い、長野市地域防災計画に規定されている職員の動員配備の見直しを行うもの

市民の避難行動等に直結する重要な変更

令和9年度予定(5年ごと)の全体見直しに先行して修正

4. 新たな防災気象情報の運用について

現在の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したものです。（例：警戒レベル4 = 避難指示、警戒レベル3 = 高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」**という位置づけですが、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があります。

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）					
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報					
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害	
			指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)				
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (浸水害)	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当					

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

〜 <警戒レベル4までに必ず避難！> 〜

引用：水管理・国土保全局、気象庁(R8.2月)「防災気象情報の改善について」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keihouupdate2026/pdf/outline_info2026.pdf

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

4. 新たな防災気象情報の運用について

新しい防災気象情報(令和8年5月29日から運用開始)

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
	洪水予報河川が対象 千曲川・犀川(両郡橋～ 千曲川合流地点)・裾花 川(善光寺用水取水口 ～犀川合流地点)	水位周知河川(浅川・蛭川 など)・中小河川(岡田川・ 土尻川など)・低地の浸水な どが対象	急傾斜地のがけ崩れや 土石流	海水面上昇や 波の打上げによる浸水	
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! > -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避 難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避 難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

引用：水管理・国土保全局、気象庁(R8.2月)「防災気象情報の改善について」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keihouupdate2026/pdf/outline_info2026.pdf

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

4. 新たな防災気象情報の運用について

長野市の気象警報等発表区域の変更について

新たな防災情報の運用開始に伴い、長野市を対象とする気象警報等の発表区域について、よりの確な防災対応に資するため、地域ごとの気象や災害特性を踏まえて分割されます。

現行の発表区域名称	変更後の発表区域名称		
長野市 (ながのし)	→	長野 (ながの)	鬼無里戸隠 (きなさとがくし)



引用：長野地方気象台(R8.2月)「長野市及び伊那市の気象警報等発表区域の変更について」
<https://www.data.jma.go.jp/nagano/document/20260227.pdf>

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

5. 修正箇所(新旧対照表)

該当ページ	長野市地域防災計画 修正項目
風-40,41,42	第3章/第3節/第1 職員の動員配備

長野市地域防災計画 新旧対照表

長野市防災幹事会 令和8年4月20日

新				旧				備考欄
第3節 非常参集職員の活動				第3節 非常参集職員の活動				
第1 職員の動員配備				第1 職員の動員配備				
<p>風水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。職員を派遣する際は感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>				<p>風水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、<u>応援職員の派遣に当たっては</u>、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>				
〈配備基準（ 河川氾濫・大雨 ）〉				〈配備基準（ 風水害 ）〉				
態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢	態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢	
注意	警戒準備	1. 気象台が 長野市（長野） に レベル3大雨警報 を発表したとき【自動発令（※1）】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ● 鬼無里および戸隠地区以外の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）	注意	警戒準備	1 気象台が 長野市 に 大雨警報（土砂災害、浸水害）、大雨警報（浸水害）又は洪水警報 を発表したとき【自動発令（※1）】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ● 支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）	
		2. 気象台が 長野市（鬼無里戸隠） に レベル3大雨警報 を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ● 鬼無里および戸隠地区の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）			2 台風等の気象に関する情報で大きな被害が予想され、危機管理防災監が必要と判断したとき		

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

5. 修正箇所(新旧対照表)

長野市地域防災計画 新旧対照表

長野市防災幹事会 令和8年4月20日

新		旧		備考欄
3.	台風等の気象に関する情報で大きな被害が予想され、危機管理防災監が必要と判断したとき		雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）	
4.	市内雨量観測局の測定値が要警戒基準を超えたとき		雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●基準値を超えた観測局の最寄りの支所の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員	
5.	気象台が千曲川及び犀川の上流地域にレベル3大雨警報を発表し、河川の水位上昇が見込まれる場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき		雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 河川課及び農地整備課担当職員	
6.	国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（準備）を通知したとき		河川警戒巡視・監視を実施できる体制 配備範囲 ●休日夜間は消防署職員 勤務時間中は消防署、関係支所職員	
7.	裾花川系ダムが洪水調整に入ったとき		雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 危機管理防災課担当職員	
			3 気象台が長野市に大雨警報（土砂災害）を発表したとき【自動発令】	
			雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●土砂災害の危険のある地区の支所長又は支所職員等（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員	
			雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●基準値を超えた観測局の最寄りの支所の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員	
			雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 河川課及び農地整備課担当職員	
			河川警戒巡視・監視を実施できる体制 配備範囲 ●休日夜間は消防署職員 勤務時間中は消防署、関係支所職員	
			雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 危機管理防災課担当職員	

5. 修正箇所(新旧対照表)

長野市地域防災計画 新旧対照表

長野市防災幹事会 令和8年4月20日

新		旧		備考欄	
	8. 県知事（長野建設事務所長）が弘崎観測所の水防警報（出動）を通知したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員	8. 気象台が松本地域（松本市、安曇野市、生坂村）、大北地域（大町市、池田町、松川村）に洪水警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員	
	9. 水内ダムの放流量が800 t /秒を超えたとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員 ●河川課及び農地整備課担当職員	9. 県知事（長野建設事務所長）が弘崎観測所の水防警報（出動）を通知したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員	
警戒 第1配備	1. 気象台が長野市にレベル4大雨危険警報を発表※した場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき。	災害警戒本部を設置する体制、又は厳重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ●危機管理防災課、危機管理防災課全職員 ※上記職員は、発表、発令又は通知（犀川（弘崎、陸郷）及び島居川を除く）の段階で【自動発令】 ●本部連絡員 ●各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員	1. 気象台が長野県が長野市に土砂災害警戒情報を発表したとき【自動発令】	災害警戒本部を設置する体制、又は厳重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制（自主避難者を含む避難者受入れ準備） 配備範囲 ●危機管理防災課、危機管理防災課全職員 ※上記職員は、発令又は通知（犀川（弘崎、陸郷）及び島居川を除く）の段階で【自動発令】 ●本部連絡員 ●各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員	
	2. 気象台が長野市に大雨又は暴風特別警報を発表したとき【自動発令】		2. 気象台が市域に大雨又は暴風特別警報を発表したとき【自動発令】		
警戒 第1配備	3. 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市にレベル2氾濫注意報を発令※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき		3. 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市に氾濫注意情報を発令※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき		
	4. 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（出動）を通知※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき		4. 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（出動）を通知※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき		
	5. 市内の一部で災害が発生したとき		5. 市内の一部で災害が発生したとき		

5. 修正箇所(新旧対照表)

長野市地域防災計画 新旧対照表

長野市防災幹事会 令和8年4月20日

新		旧		備考欄	
非常	第2配備	1. 国土交通大臣(千曲川河川事務所長)又は県知事(長野建設事務所長)が洪水予報河川において、長野市にレベル3 氾濫警報を発令したとき【自動発令】 2. 県知事(長野建設事務所長)が水位周知河川(鳥居川を除く)において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】 3. 県知事(長野建設事務所長)が鳥居川において、長野市に氾濫警戒情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 4. 市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上	災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上	
	第3配備	1. 国土交通大臣(千曲川河川事務所長)又は県知事(長野建設事務所長)が洪水予報河川において、長野市にレベル4 氾濫危険警報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 2. 市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 全職員		
非常	第2配備	1. 国土交通大臣(千曲川河川事務所長)が洪水予報河川において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】 2. 県知事(長野建設事務所長)が洪水予報河川又は水位周知河川(鳥居川を除く)において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】 3. 県知事(長野建設事務所長)が鳥居川において、長野市に氾濫警戒情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 4. 市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上		
	第3配備	1. 国土交通大臣(千曲川河川事務所長)又は県知事(長野建設事務所長)が洪水予報河川において、長野市に氾濫危険情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 2. 市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 全職員		

5. 修正箇所(新旧対照表)

長野市地域防災計画 新旧対照表

長野市防災幹事会 令和8年4月20日

新			旧	備考欄
《配備基準（土砂災害）》				
態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢	
趣意 警戒準備	1.	気象台が長野市にレベル2土砂災害注意報を発表したとき【自動発令(※1)】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員	
	2.	気象台が長野市（長野）にレベル3土砂災害警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ準備体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●鬼無里および戸隠地区以外の土砂災害の危険のある地区の支所長又は支所職員等（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●避難所開設担当のうち必要な職員	【旧】配備基準（風水害） <配備区分> 警戒準備 <発令基準> 3 気象台が長野市に大雨警報（土砂災害）を発表したとき【自動発令】
	3.	気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル3土砂災害警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ準備体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●鬼無里および戸隠地区の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●避難所開設担当のうち必要な職員	【旧】配備基準（風水害） <配備区分> 警戒準備 <発令基準> 3 気象台が長野市に大雨警報（土砂災害）を発表したとき【自動発令】

5. 修正箇所(新旧対照表)

長野市地域防災計画 新旧対照表

長野市防災幹事会 令和8年4月20日

新		旧	備考欄
警戒	第1配備	<p>災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制</p> <p><u>配備範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長（支所長については別途記載）及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●鬼無里および戸隠地区以外の土砂災害の危険のある地区の支所長及び支所職員等（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 	<p>【旧】配備基準（風水害）</p> <p><配備区分></p> <p>第1配備</p> <p><発令基準></p> <p>1 気象台と長野県が長野市に土砂災害警戒情報を発表したとき【自動発令】</p> <p>【旧】配備基準（風水害）</p> <p><配備区分></p> <p>第1配備</p> <p><発令基準></p> <p>1 気象台と長野県が長野市に土砂災害警戒情報を発表したとき【自動発令】</p>
	<p>1. 気象台が長野市（長野）にレベル4土砂災害危険警報を発表したとき【自動発令】</p>	<p>災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制</p> <p><u>配備範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長（支所長については別途記載）及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●鬼無里および戸隠地区の支所長及び支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 	
	<p>2. 気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル4土砂災害危険警報を発表したとき【自動発令】</p>	<p>災害警戒本部を設置する体制、又は嚴重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制</p> <p><u>配備範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 	
<p>3. 市内の一部で災害が発生したとき</p>	<p>災害警戒本部を設置する体制、又は嚴重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制</p> <p><u>配備範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 		

5. 修正箇所(新旧対照表)

長野市地域防災計画 新旧対照表

長野市防災幹事会 令和8年4月20日

新		旧	備考欄
非常	第2配備	市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上
	第3配備	市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●全職員
<p>※1：自動発令とは、対象となる警報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。</p> <p>※2：土砂災害の危険のある地区は、第一、第二、古里、浅川、若槻、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の19地区をいう。</p> <p>なお、必要に応じ各部においても次の体制をとる。</p> <p>建設部（土木）災害対策要領に基づき、維持課内に建設部長を本部長とする建設部災害対策本部を設置し、警戒活動、応急対策活動を指揮統括する。</p> <p>長野市消防局警防活動組織規程に基づき、消防局内に消防局長を本部長とする水災警防本部を設置し、水防活動を指揮統括する。</p> <p>大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。</p> <p>長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。</p> <p>以下、震災対策編 第3章 第2節 第1「職員の動員配備」に準ずる。</p>		<p>※1：自動発令とは、対象となる警報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。</p> <p>※2：土砂災害の危険のある地区は、第一、第二、古里、浅川、若槻、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の19地区をいう。</p> <p>なお、必要に応じ各部においても次の体制をとる。</p> <p>建設部（土木）災害対策要領に基づき、維持課内に建設部長を本部長とする建設部災害対策本部を設置し、警戒活動、応急対策活動を指揮統括する。</p> <p>長野市消防局警防活動組織規程に基づき、消防局内に消防局長を本部長とする水災警防本部を設置し、水防活動を指揮統括する。</p> <p>大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。</p> <p>長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。</p> <p>以下、震災対策編 第3章 第2節 第1「職員の動員配備」に準ずる。</p>	